

保育所等における対応について

保育所等については、適切な感染予防対策を講じた上で、規模を縮小し開所を行うため、下記のとおり登所を自粛していただく期間を延長することとします。

記

1 延長期間について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※ただし、状況により再度延長する場合があります。

2 保育所について

適切な感染予防対策を講じた上で、保育の提供を縮小して開所することとし、自宅で保育が可能な方については引き続き登所を控えていただくこととします。

なお、登所を控えていただいた方については、登所しなかった日数に応じて保育料及び給食費について利用者負担額を日割り計算し返還します。

3 放課後児童クラブについて

市内の小学校が臨時休業となる5月31日（日）までの間、午前中から開室しますが、自宅で保育が可能な方については引き続き登室を控えていただくこととします。

なお、登室を控えていただいた方は、保育所に準じた方法にて保育料等を返還します。

※ただし、預かる児童がいない場合には閉室します。

4 感染予防対策について

引き続き児童・職員の毎朝の検温等体調管理を行うとともに、マスク着用を含む咳エチケットや手指消毒を徹底します。

担当者 健康福祉部保育課長
内沼 和彦
連絡先 Tel042-973-2119